消費生活 緊急情報

第37号 平成23年1月14日

住宅用火災報知器の訪問販売にご注意

高齢者が一人で留守番をしているところに、 突然、**見知らぬ業者が訪ねてきて**、「火災報知器 を取り付けないと法律違反になる、2ヶ月前に 家族が契約をしている」といって、**市価の 10 倍 以上の値段で火災報知器を購入させられた**とい う相談が寄せられています。

市役所や消防署を装ったり、設置しないと処罰される、家族が承諾済みなどといって、執拗に契約を迫る業者には注意が必要です。

訪問販売により望まない契約をさせられた場合には、消費生活センターに相談しましょう。



鉾田市消費生活センター

電話0291-33-2992

(月~金8時30分~16時30分)

※12時~13時を除く